

福祉担当者のための相談窓口

相談の対象は、行政機関、福祉団体・施設等において高齢者や障害者の相談を担当している方です。

高齢者や障害者の相談を担当している方の疑問を相談担当弁護士が法的な側面からアドバイスすることにこの相談窓口の目的があります。

① 相談希望者は、電話またはFAXで申し込んで下さい。

相談の受付は、毎週月曜日から金曜日まで(祝祭日は除く)午前10時から午後4時まで行います。

FAXで申し込まれる方は、大分県弁護士会宛に、団体名と氏名、連絡先の電話・FAX番号、連絡可能な時間(FAX受信の可能な時間)を明示して申し込んで下さい。申込確認後、こちらから相談申込書をFAXで送信いたしますので、必要事項や相談概要を記載のうえ、大分県弁護士会宛に返信して下さい。

② 相談担当弁護士が、速やかに相談申込者に電話連絡いたします(電話での相談となります)。

③ 相談料は、同一案件については、初回に限り無料です。

④ 大分県弁護士会では、この制度を「福祉担当者のための相談窓口」と名付け、実施いたします。

お問い合わせは大分県弁護士会まで

〒870-0047 大分市中島西1-3-14

大分県弁護士会

高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター

電話 097(536)1458

FAX 097(538)0462

受付時間 10:00から12:00

13:00から16:00

土・日・祝休